

## CapsuleCloud サービス利用規約

株式会社スーパーソフトウェア（以下「当社」といいます）は、「CapsuleCloud サービス利用規約」（以下「本利用規約」といいます）を定め、本利用規約に基づき CapsuleCloud サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。本利用規約は、本サービス利用に関し、本サービスを利用する者（以下「契約者」といいます）との間の一切の關係に適用されるものとします。

### 第 1 条（Amazon Web Services, Inc.が定める利用規約）

- 本サービスは、Amazon Web Services, Inc. が提供する「Amazon Web Services」（以下「AWS」といいます）を利用したものであり、契約者は AWS の利用に関して Amazon Web Services, Inc. が定める各種規約等に同意し、遵守するものとします。
- AWS の利用に際しての必要な諸手続きは当社が行います。

### 第 2 条（本規約の範囲）

- 本利用規約は、当社及び契約者との間の本サービスに係る契約（以下「本サービス利用契約」といいます）の一切に適用されます。
- 前項にかかわらず、本サービス利用契約において本利用規約と異なる規定があるときは、当社が明示的に定める場合を除き、その限度において本サービス利用契約の規定が優先するものとします。
- 本サービスの内容、料金等は本サービス利用契約で定められます。

### 第 3 条（本サービス利用契約の申込と成立）

- 本サービスの申込は、本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）が当社所定の申込書を当社に提出して行うものとします。
- 申込者は本利用規約の内容を承認した上で申込を行い、当社がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で該当する個別サービスごとに契約が成立するものとします。但し、所在確認のための資料の提出が必要と当社が判断した場合には、申込者は当社が指定する資料を提出します。

### 第 4 条（本サービス利用契約の不成立）

当社は次の場合に本サービスの申込を承諾しない場合があり、この場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

- 申込書に虚偽事実の記載や内容の記入漏れがある、または不備があった場合
- 過去、本利用規約の条項のいずれかに違反する行為を行ったと当社が判断した場合
- 第 2 1 条の定めに違反する場合、またはその虞がある場合。
- 業務の遂行上または技術上支障をきたすと当社が判断した場合。
- その他、当社が本サービス利用契約の締結において適当でないと判断した場合

### 第 5 条（本サービス利用契約の変更）

- 契約者が本サービス利用契約の内容の変更を希望する場合は、当社に再度申込書を提出することにより変更を申込むものとします。
- 当社が前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。但し、申込内容の提供が困難であるなど、当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないものとします。この場合にも当社は契約者に対しその旨を通知します。

### 第 6 条（契約者の名称等の変更）

- 契約者は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、当社に対し、あらかじめその旨を書面または当社が承諾した方法により通知するものとします。
  - 法人の名称または商号の変更
  - 代表者の変更
  - 本店、主たる事業所の所在地または住所の変更
  - 申込時に登録した担当者、請求先または緊急連絡先の変更
- 前項の通知がなかったことで契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

### 第 7 条（連絡・通知）

- 本サービスに関する契約者から当社に対する連絡または当社から契約者に対する連絡もしくは通知は、当社の定める方法で行うものとします。
- 当社が契約者より登録のあった住所、メールアドレス等のうち少なくともいずれか 1 つにあてて通知を行った場合には、万一不到達となった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 第 8 条（料金及び支払い）

- 契約者は本サービスの料金を当社の指定する方法により支払うものとし、支払に必要な振込手数料その他の費用は、全て契約者が負担します。当社の指定する方法以外により料金が支払われた場合、当社が入金を確認できなかったことにより契約者または第三者が被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、契約者の承諾なく本サービスの料金を改定することがあり、契約者はこれに同意するものとします。この場合、契約中の本サービス（当該料金改定の通知日の属する月の翌月以降に限り）には改定後の料金が適用されるものとします。
- 当社は、いかなる場合においても、契約者によって既に支払われた本サービスに関する料金等を一切返還する義務を負わないものとします。

### 第 9 条（委託）

当社は当社の責任及び負担において、本サービスの業務の一部または全部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

### 第 10 条（業務譲渡）

当社は、本サービス利用契約における当事者の地位を当社の親会社、子会社または関連会社に対し、営業権・事業権の売却・譲渡等の理由により、契約者に対する通知のみによって移転することができるものとします。

#### 第 11 条 (データのバックアップ)

当社は、本サービスにおいて、サーバ設備の故障または停止等の復旧に対応するため、契約ディレクトリ内のデータを複写することがあります。

#### 第 12 条 (本利用規約の変更)

(1) 当社は、契約者の事前の承諾及び事後の通知を要することなく本利用規約を変更することができるものとします。変更後の本利用規約は当社ホームページ上に掲載された時点でその効力が生じるものとします。

(2) 本サービスに関する料金その他の提供条件は、変更後の本利用規約が適用されることとし、契約者は当該変更内容に拘束されます。但し、当該変更内容が本利用規約の内容を著しく変化させ、変更前と変更後の内容に同一性を見出せない当社が判断した場合には、当社と契約者の協議により変更内容を定めるものとします。

#### 第 13 条 (著作権等)

(1) 契約者が本サービスを通じて公開する情報(文章、画像、映像、音楽、ソフトウェア等を含む)は、第三者の著作権等、その他の権利を侵害しないものとします。契約者が第三者の著作物及び創作物の違法な公表、複製、変更、翻案または翻訳等の権利侵害を行った場合、その責任は契約者に帰属し、当社は一切の責任を負わないものとします。

(2) 契約者が本サービスを通じて他の利用者、並びに当社の著作物、創作物を使用するにあたっては、著作権法等の関連法規の定める事項を遵守して適正な使用をするものとします。

#### 第 14 条 (守秘義務)

(1) 契約者及び当社は、契約期間中はもとより終了後も、本サービス利用契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示しないものとします。

(2) 前項の守秘義務は、相手方から書面による承諾を受けた場合及び以下のいずれかに該当する場合には適用しないものとします。

- ① 公知の事実または当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ② 第三者から適法に取得した事実
- ③ 開示の時点で保有していた事実
- ④ 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

#### 第 15 条 (書き込み内容の削除)

(1) 当社は、以下の場合、契約者に事前通知を行った上でサーバを一時停止することができるものとします。

- ① 書き込み内容が Amazon Web Services, Inc.が定める禁止行為に該当すると当社が判断した場合
- ② その他、当社が不適当であると判断した場合

(2) 当社は、以下の場合、契約者に事前通知し、同意を得た上で契約者の書き込んだ内容を削除できるものとします。

- ① 契約者の割当ディスク容量を著しく越えた場合

(3) 書き込み内容を削除した場合、当社はその理由を開示する義務を負わないものとします。

#### 第 16 条 (契約期間)

本サービス利用契約の有効期間は、契約締結日から3ヶ月間とし、期間満了の3営業日前までに契約者または当社いずれからも書面による異議がなされないときには、期間満了の翌日から起算して、同一内容にて更に3ヶ月間延長されるものとし、それ以後も同様とします。

#### 第 17 条 (解約の申し込み)

(1) 契約者が本サービス利用契約を解約するときには、当社指定の解約申請書を提出することにより行うものとします。

(2) 契約者が当社との間で本サービス利用契約を合意解約した場合、解約当日までの利用料金の請求は、その月の日数の日割り計算となるものとします。但し、代行手数料など一部サービスを除きます。

#### 第 18 条 (解約に伴うファイル削除)

解約による本サービスの提供終了後、当社は契約者の全てのファイルを削除することができ、契約者は当社に対し、当該削除につき賠償請求することはできないものとします。

#### 第 19 条 (解除・利用停止・期限の利益喪失)

(1) 契約者が以下の各号のいずれかに該当したときは、当社は催告及び自己の債務履行の提供をしないで直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。なお、この場合でも当社から契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

- ① 本サービス利用契約または本利用規約における規定の一つにても違反したとき
- ② 当社または第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
- ③ 当社または第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
- ④ 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかす、または犯罪行為の実行を容易にさせる行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
- ⑤ 本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
- ⑥ 第三者の本サービスの利用に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
- ⑦ ID あるいはパスワードを不正に使用する行為に及んだとき
- ⑧ 本サービスの全部または一部について逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業をする行為。
- ⑨ 本サービスを利用してコンピュータウィルス等他人の業務を妨害する、あるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを使用する、または他人に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為に及んだとき
- ⑩ 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年の利用が制限されている情報を流したとき、または不適当と当社が判断した情報を流したとき
- ⑪ その他、他人の法的利益を侵害する、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為に及んだとき
- ⑫ 収納代行会社または金融機関等により、契約者が指定した支払口座の利用ができなくなったとき
- ⑬ 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき

- ⑭差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
- ⑮破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
- ⑯自ら振り出しまは引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、または支払停止状態に至ったとき
- ⑰合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更または解散決議がなされたとき
- ⑱災害、労働争議等、本サービス利用契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- ⑲その他、資産、信用または支払能力に重大な変更を生じたとき
- ⑳当社への申告、届出内容に虚偽の記載があったとき
- ㉑当社に対する詐術その他の背信的行為があったとき
- ㉒前各号に定める行為を助長する行為。
- ㉓前各号に該当する虞があると当社が判断する行為。
- ㉔その他当社が不適当と判断する行為。

(2) 契約者が前項各号のいずれかに該当した場合、契約者は当然に本サービス利用契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、契約者は当社に対して、その時点において契約者が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければなりません。

#### 第 20 条 (本サービスの保守・中断・変更等)

- (1) 当社は本サービスの稼働状態を良好に保つために、随時その運用を一時停止の上、保守点検を行うことができるものとします。
- (2) 前項の場合、原則として事前に契約者にその旨を通知しますが、緊急の場合には通知することなく、一時停止の上、保守点検を行うことができるものとします。
- (3) 当社は不慮の事故、不可抗力等やむを得ない事由により、本サービスの運用を中断できるものとします。
- (4) 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信その他の公共利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることができるものとします。
- (5) 当社は契約者に事前に通知した上で、本サービスの内容の追加及び変更、廃止をすることができるものとします。
- (6) 当社は前各項及びこれに類する事由により、本サービス提供の遅延または中断等が発生してもこれに起因する契約者または第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第 21 条 (反社会的勢力の排除)

- (1) 当社及び契約者は、自己、利用資格者及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ利用契約有効期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当な要求を行う集団又は個人をいいます。
- (2) 契約者は、個別サービスの利用に関して、自ら、利用資格者又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、保証するものとします。
  - ①暴力的な要求行為。
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ③脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為。
  - ⑤その他前各号に準ずる行為。
- (3) 当社は、契約者が前二項の表明・保証に違反した場合、又は、本サービス利用契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点で降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、本サービス利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
- (4) 本条に基づき本サービス利用契約が解除された場合、解除者が被解除者に対し原状回復義務を負うとしても、被解除者は原状回復義務と同一の違約金を負うものとし、解除者は原状回復義務を免れるものとします。なお、同違約金を超える損害が存在する場合、解除者は被解除者に対し、同損害の賠償請求を行うことができるものとします。

#### 第 22 条 (割増金)

契約者が料金等の支払いを不法に免れた場合、その免れた額に加え、その免れた額の倍額を違約金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

#### 第 23 条 (延滞損害金)

契約者が料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、契約者は支払い期日の翌日から完済するまで年14.6%の割合で計算して得た額を延滞損害金として当社に対して支払うものとします。

#### 第 24 条 (未履行債務)

契約者は、原因の如何を問わず利用契約が終了した場合、その時点における契約者の未履行債務については、その後においても当該債務が履行されるまで消滅しないことをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第 25 条 (データ等の取り扱い)

当社の責めに帰すべからざる事由により、本サービスにおける契約者のデータ等が、滅失、毀損、漏洩その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

#### 第 26 条 (免責)

- (1) 当社は、本サービス内容及び契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- (2) 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が検知した時刻から起算して連続して72時間本サービスを利用できなかったとき、または1料金月に合計120時間以上本サービスが利用できなかったときに限り、契約者からの請求により、その料金月における料金額を限度とし

て損害を賠償します。但し、契約者が当該請求をし得ることとなった日から1ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。

(3) 当社以外の第三者の責に帰すべき事由によって、契約者が本サービスの全部又は一部を利用できないことにつき、当社は一切の責任を負いません。

(4) 当社は本サービス及び本サービスを通じて他のネットワークサービスを利用することにより情報等が破損もしくは滅失したことによる損害または契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、当社の責めに帰すべき場合を除き、一切の賠償の責任を負わないものとします。

#### **第27条（損害賠償）**

契約者または当社は、解除、解約または本サービス利用契約もしくは本利用規約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社から契約者に賠償すべき損害の額は、解除、解約または契約者による本サービス利用契約もしくは本利用規約の違反の日の属する月における料金額を限度とするものとします。

#### **第28条（協議）**

本サービスの利用に関して、本利用規約、本サービス利用契約または当社の指導により解決できない問題が生じた場合には、契約者との間で双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

#### **第29条（準拠法・管轄裁判所）**

本利用規約の準拠法は日本法とし、契約者と当社との間で本サービスの利用に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

最終更新日：平成29年3月23日